

# 1 取組みの補足事項

## 1-1 重層的支援体制整備事業について

### 計画策定の趣旨(久留米市重層的支援体制整備事業実施計画)

社会福祉法の改正により、令和3年4月に「重層的支援体制整備事業(以下、「重層事業」という)」が創設され、本市では初年度から事業を開始しました。

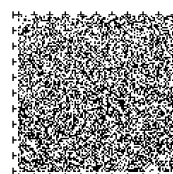
事業創設の背景には、これまでの、こども・障害者・高齢者・生活困窮者といった分野ごとの支援体制と、人々が生活の中で直面する困難や生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことがあります。この事業は、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人のための仕組みになっています。

本市では、「地域共生社会」の実現に向けて、「くるめ支え合うプラン」と一体的に「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、重層事業に取り組みます。

#### (1)事業の概要

- 重層事業では、支援関係機関・地域住民等が包括的に相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。
- 重層事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定されています。3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降が規定されています。

事業名	事業内容
包括的相談支援事業 (第1号)	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (第2号)	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・利用者が新たな環境に定着するための支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (第3号)	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (第5号)	・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

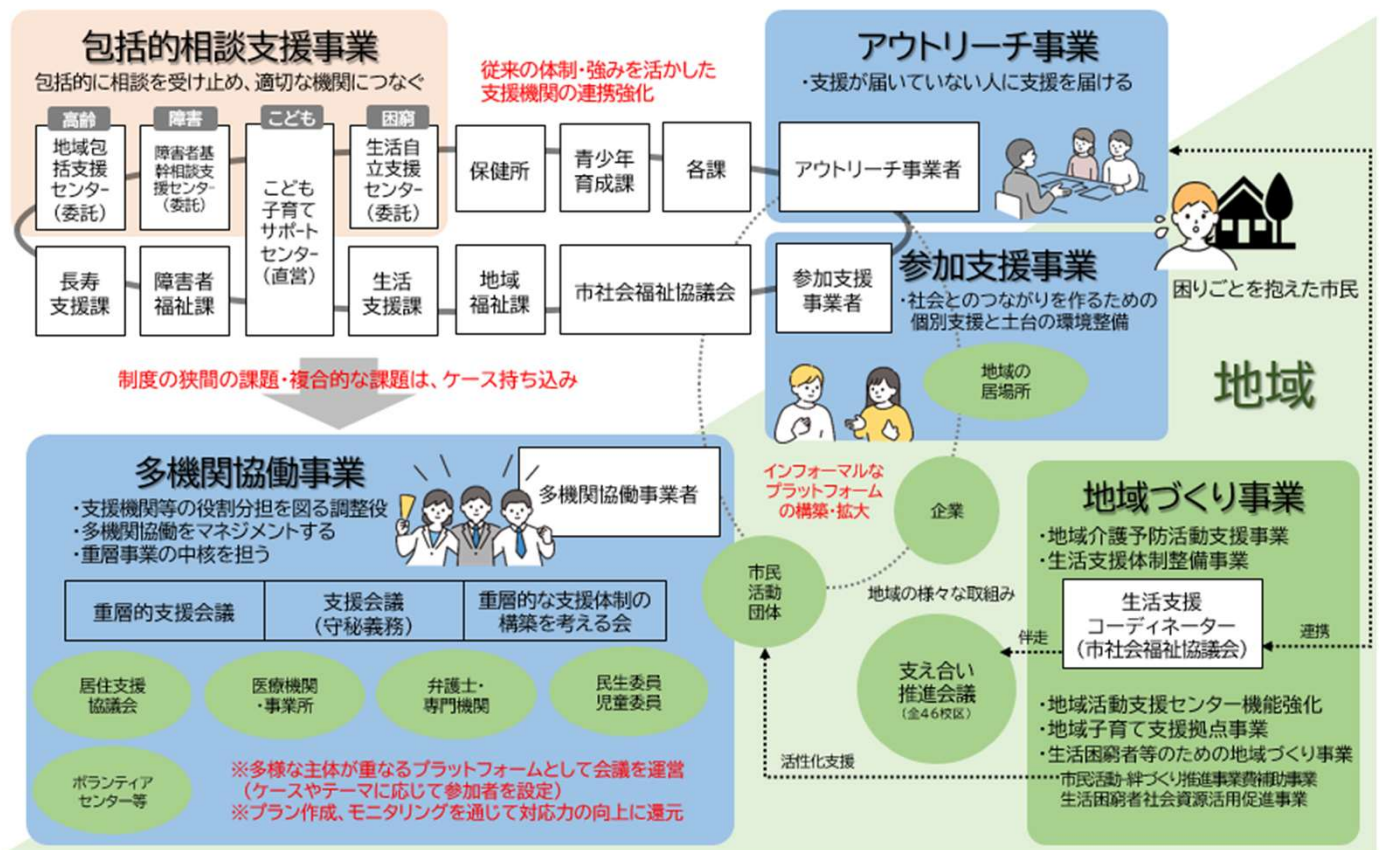


## (2)久留米市の重層事業の全体像

### 【基本方針】

本市では、「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」に対応する、世代・分野を超えた包括的な支援体制を構築し、「地域共生社会」の実現をめざします。

世代・分野ごとに充実を図ってきたこれまでの成果を基盤に、重層事業によって、相談支援体制の更なる連携強化やお互いを気にかけて支え合う地域づくり、参加支援をはじめとする事業に一体的に取り組み、困りごとを抱えながらも地域で暮らしていくことができる仕組みを構築します。また、その中で、「個別支援の成果や課題を活かした地域づくり」と「地域力強化による課題の早期発見・解決」の循環をめざします。

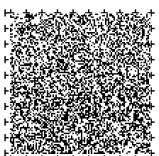


### 【各事業の実施体制】

#### ①包括的相談支援事業

分野ごとに充実させてきた既存の相談支援体制の連携を強化し、相談者の属性、世代に関わらず相談を受け止め、課題の解きほぐしや整理、適切な支援関係機関等へのつなぎなど、包括的な相談支援を行う体制を構築します。

対象分野	相談支援機関名	設置数	設置形態	運営形態／対象圏域
高齢	地域包括支援センター	11か所	基本型	委託／複数の校区コミュニティ圏域
障害	障害者基幹相談支援センター	4か所	基本型	委託／複数の校区コミュニティ圏域
子ども	子ども子育てサポートセンター	1か所	基本型	市直営／市全域
困窮	生活自立支援センター	2か所	基本型	委託／複数の校区コミュニティ圏域

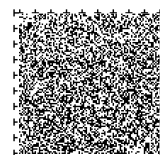


## ②地域づくり事業

分野ごとに実施してきた事業を継続しつつ、これまで対象とならなかった人や分野にも拡充し、地域の多様な活動を支援しながら、社会からの孤立を防ぎ、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す地域づくりを進めます。

地域づくりのコーディネート機能として、生活支援コーディネーターが、支え合い推進会議(第2層協議体)や小地域ネットワーク活動の運営等に伴走し、世代・分野を超えた活動を促進します。

対象分野	事業名	事業内容	
高齢	地域介護予防活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にこにこステップ応援講座</li> <li>・にこにこステップ運動講師派遣事業</li> <li>・リズムで座ってストレッチ講師派遣事業</li> <li>・よかよか介護ボランティア事業</li> <li>・支え合い推進会議(第2層協議体)への支援</li> </ul>	
	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの配置(第1層4名、第2層11名)</li> <li>・支え合い推進会議(第2層協議体)の設置及び運営支援</li> </ul>	
障害	地域活動支援センター機能強化事業		
	拠点	設置数	実施内容
	地域活動支援センターⅠ型(委託)	2か所	創作的活動、生産活動の機会の提供や地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等
	地域活動支援センターⅢ型(補助)	8か所	創作的活動、生産活動の機会の提供や生活指導を行い、社会との交流促進等を図るための通所施設
子ども	地域子育て支援拠点事業		
	拠点	設置数	実施内容
	子育て交流プラザくるるん(委託)	1か所	乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる場の設置
	児童センター(委託)	1か所	保護者への子育てに関する情報交換の場及び児童への健全な遊び場の提供
	久留米大学つどいの広場(補助)	1か所	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
	地域子育て支援センター(直営7か所、委託2か所)	9か所	子育てに関する相談やサロンの実施、子育て不安の解消、保護者相互の交流促進等による子育て支援
困窮	生活困窮者等のための地域づくり事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・くるめ支え合うプラン推進協議会の開催</li> <li>・支え合うプラン取組推進事業</li> <li>・久留米市市民活動・絆づくり推進事業費補助事業</li> </ul>
	拠点	設置数	実施内容
	生活困窮者社会資源活用促進事業(委託)	1か所	地域食堂として社会的居場所を開き、地域住民、生きづらさや困難を抱えた人等の交流の場の提供



### ③参加支援事業

既存の支援では対応できないニーズに対応し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う「参加支援事業」に取り組みます。

事業名	実施内容	実施体制
参加支援事業	既存の支援では対応できない支援ニーズに対して、本人や世帯の希望に沿って、地域資源を活用又は創出しながら、社会とのつながりをつくる支援を行います。	委託により実施 (担当課:地域福祉課)

### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」に取り組みます。

事業名	実施内容	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	必要な支援が届いていない人に対して、定期的な訪問など様々なアプローチにより、信頼関係を築き、必要な支援を届けます。	委託により実施 (担当課:地域福祉課)

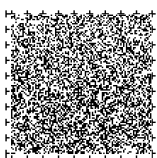
### ⑤多機関協働事業

多機関協働のためのマネジメントを行う「多機関協働事業」を通じて、市全体で包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

事業名	実施内容	実施体制
多機関協働事業	<p>「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」を抱えているケースについて、関係者が集まり、重層的支援会議や支援会議で検討します。</p> <p>各分野の知識やノウハウ、関係者からの情報を重ねて課題を解きほぐし、支援方針や役割分担を検討しながら、支援プランを作成し、支援します。</p> <p>必要な関係者がチームとして本人・世帯を支援できる体制づくりを進め、市全体としての対応力の向上につなげます。</p>	<p>委託により実施 (担当課:地域福祉課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議・支援会議の開催: 毎月第4水曜日定例開催 ※必要に応じて臨時開催</li> <li>・重層的な支援体制の構築を考える会の開催:不定期開催</li> </ul> <p>※くるめ支え合うプラン推進協議会に置く部会(多機関連携部会、支え合い推進部会)の運営や重層事業にかかる会議の企画調整などを通じた多機関協働の推進は、市が直接実施 (担当課:地域福祉課)</p>

(補足)会議について

重層的支援会議	支援関係機関等とともに、支援プランの適切性、終結等の評価、社会資源の把握や創出などについて検討します。
支援会議 (社会福祉法第106条の6に規定)	支援会議では、参加者に守秘義務が設けられ、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討が可能です。 支援関係機関等とともに、気になる事例の情報提供・共有、見守りと支援方針の共有、緊急性がある事案への対応等を行います。
重層的な支援体制の構築を考える会	各分野に共通する課題や、公的な制度だけでなくインフォーマルな取り組みを含む社会資源の把握など、テーマに基づき多様な主体が混ざり合い学び合う場として開催します。会を通じてネットワークの拡大を図り、重層的な支援体制の構築をめざします。



### (3)事業実施の成果

#### ①多機関協働事業の実績

		R3	R4	R5	R6
重層的 支援会議	開催回数	13回	11回	14回	14回
	取扱件数	7件	35件	17件	69件
支援会議	開催回数	22回	21回	17回	13回
	取扱件数	17件	42件	28件	15件
多機関協働 プラン	作成件数	5件	9件	9件	14件
	(うち、再プラン)	(2件)	(5件)	(7件)	(7件)
	終結件数	1件	2件	2件	5件

#### ②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実績

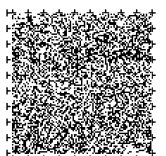
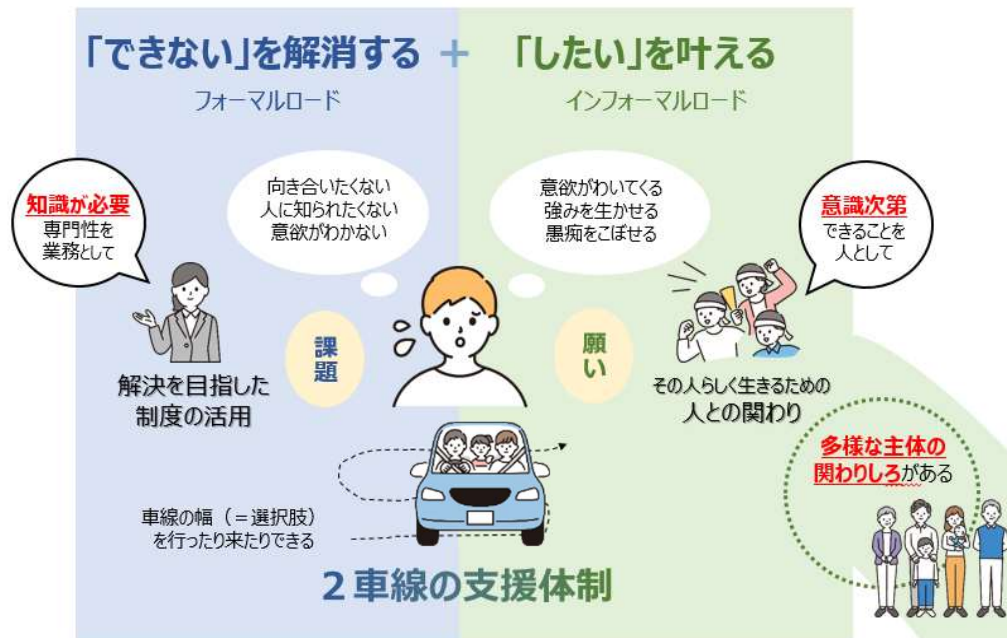
		R3	R4	R5	R6
アウトリーチ プラン	作成件数	11件	23件	15件	13件
	(うち、再プラン)	(3件)	(15件)	(13件)	(8件)
	終結件数	1件	3件	4件	6件

#### ③参加支援事業の実績

		R3	R4	R5	R6
参加支援 プラン	作成件数	2件	5件	4件	5件
	(うち、再プラン)	(1件)	(3件)	(3件)	(8件)
	終結件数	0件	1件	1件	2件

#### 【定性的な評価】

- 支援関係機関同士、関係課同士の連携が強化された。
- インフォーマルな支援団体や取組みについて知る機会が増え、情報の幅が広がった。
- 公的支援とインフォーマルな活動が協働する支援体制づくりを進める中で、「願いを叶え合う」関係性に意義が見出された。
- 制度と社会資源を重ね合うことが意識化され、2車線の支援体制（下図）の実践が生まれてきた。



## 【本編コラム「“叶え合う”を支援の旗印に」の事例】ひきこもりからの再出発 Aさん(20代)

長年のひきこもりからの再出発をめざし、相談窓口を訪れたAさん。紹介された地域のコミュニティカフェで、ひきこもりや生きづらさを持った人達とのコーヒードリップバッグづくりに参加し、同じような境遇のBさんと出会いました。ともに過ごす中で、「一緒にフルマラソンに出たい」という願いが生まれます。

2人の願いを叶えるため、「叶え合う支援」を提唱する参加支援事業者(AU-<sup>アウト</sup>formal<sup>フォーマル</sup>実行委員会)は、地元企業に協力を求めました。その結果、「応援したい」「走ることが好き」という社員が集結し、2人の完走をめざすチームが誕生。一緒に練習や模擬レースを行いました。そんな関係の中で、Aさんは徐々に積極性が増していき、大会参加費やシューズ代を得るためにアルバイトも始めます。そして、無事に42.195kmを完走！その後、Aさんがひきこもり気味の友人を地域の部活動に誘うなど、「関わりの循環」も生まれました。また、この活動に関わった企業の社員さんからは、「自分にできることだから気軽に関われた」「地域に貢献したい気持ちで企業に入社したので、実現できて嬉しかった」「個人的な悩みを相談するきっかけになった」という声も。

“叶え合う”関係性の中で、支援の現場にたくさんの人の関わりが生まれるだけでなく、関わった人やその周りにも変化が生まれ、「支援する/される」を超える関係が実現しています。

## 【多機関協働の支援事例】認知症の親と同居するCさん(40代)

認知症の親と同居するCさんは、体調不良やうつ症状を抱え、収入が不安定でした。経済的な不安ばかり膨らみ、親に必要な介護サービスも十分に利用できていませんでした。

この世帯の支援を考えようと、重層的支援会議を開催。多機関協働事業者(市社協)が調整役を担い、世帯の意思を確認しながら、親の支援者(ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員)、その他の支援機関とも情報共有を図り、課題の整理や支援の役割分担を行いました。そして、多機関協働事業者を中心に、生活自立支援センターや参加支援事業者など、支援者同士が連携しながら、世帯全体の支援を開始。関わりの中で、Cさんの障害者手帳取得の選択肢も見えてきました。

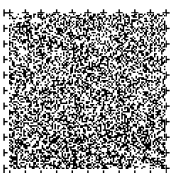


障害者基幹相談支援センターは、Cさんが自身の障害を受け入れるまでの精神的な揺らぎに寄り添い、障害者手帳の取得などをサポート。Cさんは就労継続支援A型の利用につながり、毎月収入を得られるようになりました。また、Cさんの「自分の撮影した写真をみんなに見てほしい」という思いを受け、参加



支援事業者が写真展を開催。色んな人に作品を見てもらい感想をもらったことで、Cさんに自信も生まれました。

このようなことを通じて、当初の課題であった就労の安定、親の介護サービス利用、Cさんの不安感の解消につながりました。様々な機関・関係者が集まって必要な支援についての見立てを重ね合い、情報共有・連携することによって、選択肢が広がり、世帯全体のスムーズな支援につながっています。



#### (4)事業実施の課題

- 自宅や自宅周辺環境整備が必要な人や、多頭飼育によって生活がままならない人など、周りから見て課題があるように見えても、本人に課題感がないことがあり、支援につながりにくい。
- 制度の狭間の課題への効果的な取組みが不足している。
- 各相談支援窓口同士の一層の連携強化が必要である。
- 地域住民に地域福祉に関心を持ってもらうための取組みが不足している。
- 福祉以外の分野と協働できていない。
- 地域資源に地域差がある。

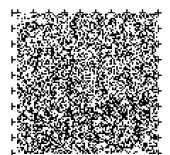
#### (5)事業がめざす方向性

- どんな相談でも連携して受け止めることができる包括的な相談支援体制を整備する。
- 相談支援と地域づくりとの連動により、地域住民の気にかけて関係性や生きがいを創出し、地域におけるセーフティネットを充実させる。
- 市民活動団体や企業等にも、支援体制に参加・参画してもらえよう仕組みやきっかけをつくる。
- 暮らしの延長線上で地域住民ができることから関わられるようなきっかけをつくる。

#### (6)事業目標・評価

重層事業は、くるめ支え合うプランに基づく取組みであり、プランの推進と一体的に目標を設定します。評価指標は本編の14ページに掲載しています。

また、プランの推進・進行管理体制により事業の評価を行い、その評価やプラン推進協議会の意見を踏まえ、地域の状況に応じて適時取組みの方向性を見直します。



## 1-2 支え合い推進会議について

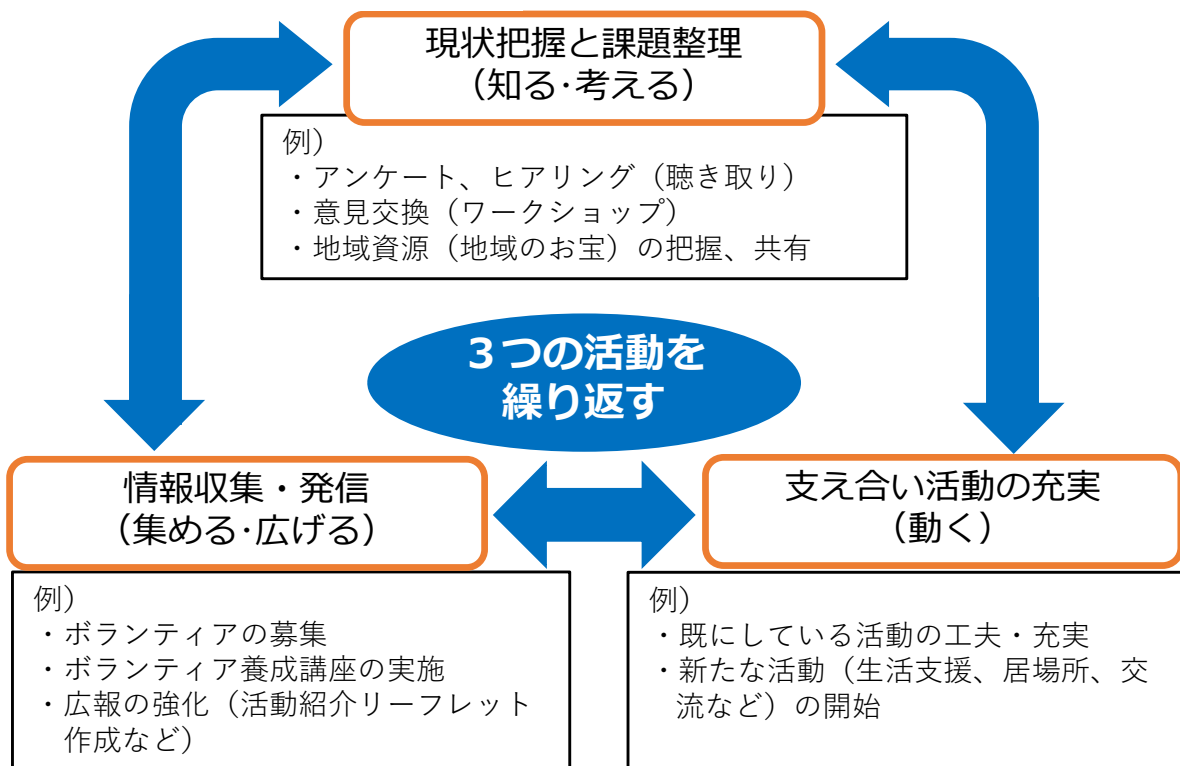
平成27年の介護保険法改正により、地域における高齢者等の生活支援活動の創出など支え合いの仕組みづくりを行うために、生活支援体制整備事業が創設されました。その後、「地域共生社会の実現」に向け、高齢者だけでなくすべての世代を対象としたつながりづくりや複合狭間の課題へ対応していくため、平成30年に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業の一つとして位置づけられました。

本市では平成28年度より事業を開始。生活支援コーディネーター（以下、コーディネーター）を配置し、校区コミュニティ圏域ごとの支え合い推進会議（以下、推進会議）の設置を進め、令和4年度にすべての校区に設置されました。

### (1) 事業の概要

- 推進会議は、校区コミュニティ組織、校区社会福祉協議会などの各種団体や地域住民が主体となり、地域で普段からのゆるやかな見守りや支え合いが広がることで、生活に困ったり、孤立したりせず、安心して生活できるよう、各校区の実情に応じて協議をする場として設置されています。
- 「住民だけ」「団体・企業だけ」では解決や実現が難しいことも、様々な団体や企業に参加してもらい、みんなで協力することでできることが増えていきます。そのため、推進会議では地域に関わる人々のすそ野を広げていくことも大切にしています。
- コーディネーターは、担当する校区コミュニティ圏域で市民活動団体や企業などとも連携し、推進会議の活動や地域での支え合いの取組みをバックアップしています。

#### 【支え合い推進会議の取組みイメージ】



## (2)事業実施の実績

### ○推進会議で扱われているテーマ

各校区の推進会議では、地域の状況に応じて、以下のようなテーマで協議や活動が進められています。

テーマ	内容等
生活支援	・アンケート調査等で住民の困りごとを把握し、地域でできる活動について協議。住民による支え合い活動団体を設立し、活動。 例)ごみ出し支援、買い物代行、草取り等
移動販売の導入	・アンケート調査等で買い物ニーズが顕在化。移動販売車を導入。地域内に拠点を設けることで、買い物だけでなく、外出の機会や交流の機会とする。
見守り活動の充実	・孤立防止や課題の早期発見、解決を図るとともに、顔の見える関係づくりを図るために、見守り活動を充実。
集いの場・居場所づくり	・校区や自治会単位での集いの場を開催、開設。 例)ラジオ体操、フレイル予防の健康講座、子どもの居場所等
防災	・災害に備えた日頃からの取組みについて検討。 例)防災福祉マップの作成、危険箇所の把握・周知、避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の検討等
情報発信・周知	・dボタンの使い方などを周知し、情報収集の選択肢を増やす。 ・既存活動についての情報発信を行うことで、地域住民等に地域活動へ関心を持ってもらい、参加するきっかけとする。 例)校区の各種団体や活動を紹介するリーフレットを作成し、周知

### ○推進会議の取組みから生まれてきたもの

～ 地域住民の「困った」から生まれる優しいつながりと、叶え合える願い ～

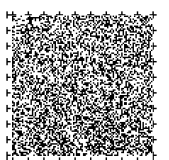
推進会議は、世代を超えて地域への想いを話し合える自由度の高さが強みです。

今、校区内にお住まいの方々の困っていることに対する取組みを考えることだけではなく、将来困るかもしれないことや、「自分たちのために、こんな取組みがあったらいいな」という願いをもとに、校区それぞれのやり方で、推進会議の場が活用されています。

そこでは、周りの人に言いにくい「困った」「助けてほしい」という気持ちが言える関係性や、互いの立場に立って想いを受け止められる、『ゆるやかなつながり』が大切になってきます。

そのため、コーディネーターが日々地域の声を聞き、地域のみなさんとともに知恵を出し合いながら、みなさんのつながりづくりや、叶え合える地域づくりのために、伴走型の支援をしています。

これまでに、それぞれの地域の事情に応じて、推進会議で次のような事例が生まれてきています。



## 地域の“困った”から、地域が生み出した“新たな資源”

A校区推進会議では、生活支援団体を立ち上げ、可燃・資源ごみ出しから買い物支援まで多岐にわたる活動をしていました。活動の中で、今度は「移動」に関する地域の困りごとが見えてきました。そこで、新たに推進会議で「移動支援」の検討を始めることになりました。

まず、推進会議で、移動に困りごとを感じている住民にヒアリング(聞き取り)を行い、どこにどんな困りごとがあるのか情報を集めました。さらに、福祉事業所や病院、タクシー事業者等に対して、事業所が所有している車両を活用した移動支援ができないか相談してみることにしました。

結果として、移動支援の実現には至りませんでした。しかし、これをきっかけに、公共交通機関の連絡先を明記した『公共交通一覧連絡表』と、配車予約した日時を記入できる『配車連絡カード』を作成・配布し、移動の困りごとが少しでも解消されるようにしました。地域の“困った”に対応した校区オリジナルの“新たな資源”が誕生しました。

参考事例の情報提供や関係者との協議の調整、関係法令の確認など、推進会議の取組みが円滑に進むよう、支援を行なっています。



コーディネーター

## 地域に寄り添うために、まずはわたしたちが“我がごと”体験

B校区推進会議には、地域にある病院が参画しています。取組みを話し合う中で「誰かを支えるだけでなく、支えてもらっている。お互いの『支え合い』の気持ちを広げていけるといいな」「様々な立場や価値観があるので、学ぶことが大事じゃないか」などの意見が出されました。そこで、コーディネーターの伴走のもと、推進会議メンバーである病院に協力をお願いし、車いす体験を行なってみることにしました。

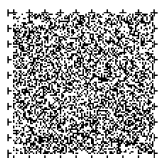
車いすの特徴や使い方のレクチャーを受け、乗る側と介助する側の両方を体験した推進会議のみなさん。「段差や坂があると怖い」「乗ったときと押すときで全然見え方が違う!」「声をかけながら押してもらえると安心できる」などの声があがりました。“我がごと”として捉える機会を得て、体験したから気づけたことも多く、次の取組みに活かそうとしています。

## “みんなが活躍できる”視点をもとに、こども食堂を開催

C校区推進会議の合言葉は、“まずは、やってみよう!”です。いろんなことにチャレンジする中で生活支援団体が誕生し、可燃ごみ出しや草刈り、植木剪定の活動を行なっています。

一方で、せっかく生活支援団体に活動者として登録しているものの、活躍の機会が少ないメンバーもいました。話し合う中で、委員の中から「活動者の活躍の機会の創出」と「長期休みのこどもたちの孤食解消・交流」という2つの目的をかけた、「こども食堂プロジェクト」というアイデアが浮かびました。

そこで、コーディネーターが、保健所の「食中毒予防講座」を地域のメンバーで受講できるように推進会議委員と一緒に調整するなどして、こども食堂の実現につなげました。当日は、これまでの活動では活躍の機会が少なかったメンバーも参加。こどもから大人まで約80名の参加があるなど大盛況でした。



## “これくらいならできる”が、“こんなことにもつながる”

D校区推進会議では、高齢者世帯を主な対象とした見守り活動について協議を進めてきました。ある日、研修会でフードバンクやフードドライブの取り組みを知った推進会議委員が、過去の経験をもとに「これならできるかもしれない」とアイデアを提案。地域の関係者に提案し、『衣服リユースボックスとフードボックス』を校区コミュニティセンターに設置することになりました。

現在、このボックスはコミュニティセンターに常時設置され、ボックスに届いた品物を毎月マーケットで住民に提供できる仕組みが生まれています。誰かの「これならできそう」のアイデアをきっかけに、地域の支え合い・ゆずり合いが生まれています。

フードボックスの取り組みについての関係者への説明や、市内の食料支援団体やこども食堂とのつながりの提案など、住民の思いを実現するために、一緒に考えています。



コーディネーター

## 地域の支え合いに、“こどもの新たな発想”を

E校区推進会議では、住民の思いや意見を多く聞く『支え合うワークショップ』を開催。PTAや小学校教諭、子ども会などの協力も得て、こどもたちにも参加してもらいました。

ワークショップ当日、コーディネーターと推進会議委員が一緒になって、こどもたちが自由な発想と意見を伝えられるように雰囲気づくりと声かけを行いました。こどもたちからは「子ども会を経験したことがないから、経験してみたい」「地域のおじいちゃんおばあちゃんと一緒に学校で勉強してみたい」と素敵なアイデアがたくさん出されました。

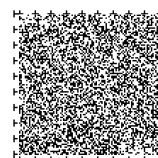
E校区ではワークショップ終了後、こどもたちが出してくれた多くの意見をひとつでも実現できるように、現在も話し合いを進めています。

## 地域の中にこどもたちの“居場所”づくり

F校区推進会議では、推進会議委員からの「学童保育所の対象学年が引き下げられ、高学年児童が放課後に過ごす場所がないことが心配」という意見をきっかけに、“こどもの居場所プロジェクト”を開始しました。コーディネーターの伴走のもと、推進会議で活発な協議を続け、約1年後、校区コミュニティセンターに「こどもの居場所」が誕生しました。

こどもたちの見守り役には、地域の団体がボランティアで協力しています。そのため、こどもたちが地域の大人と触れ合う機会にもなっています。こどもたちからは「いろんな遊具があって楽しい」という喜びの声。保護者からも「こういう場所があってよかった」と好評です。

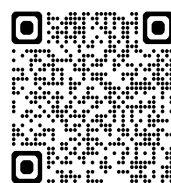
「ただ、たくさんのおもちゃたちに来てほしいだけじゃないんです。“ここにある居場所・ここに来ていい居場所”を地域の中に作るんだ、という活動の目的を忘れてはいけません」と、F校区推進会議のみなさんは話されています。



○支え合い推進会議や地域の支え合いの活動等について発信することで、地域活動に関心を持ってもらい、参加のきっかけとなるように、「つながるスイッチ！！」を発行・配信しています。



つながるスイッチ!!「PDF版」



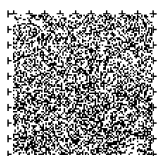
つながるスイッチ!!「note版」

### (3)事業実施の課題

- 推進会議について、地域住民等の関心や理解を広げていく必要がある。
- 支え合い活動に参加するきっかけをつくり、取組みの充実を図る必要がある。
- 校区コミュニティ組織や人材だけでは対応が難しいことに対する解決策を検討する必要がある。
- 地域生活課題を共有し、解決に向けて協力できるよう、多様な主体への働きかけや連携を図る必要がある。

### (4)事業がめざす方向性

- 各種研修の機会や「つながるスイッチ！！」等の発行を通じて、推進会議や支え合い活動について周知する。
- すべての人が、地域で支え合うことについて知ってもらう機会をつくる。
- 地域のあらゆる課題について取り組めるよう、住民・団体・企業等とのコーディネートを実施する。
- 様々な人や団体、企業等が取組みに協力できる仕組みやきっかけをつくり、活動の幅を広げる。



## (1)事業の概要

### ○ 避難行動要支援者名簿

在宅の人で災害時の避難行動に支援を必要とする人が登録するもので、災害時に避難情報の伝達や安否確認などに役立つ名簿です。名簿は校区コミュニティ組織や消防、警察と共有し、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

### ○ 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練

必要な支援体制を考えるために、地域の支援者が集まり、避難行動要支援者名簿を活用して、地図上で避難行動要支援者の把握や情報共有を行う避難訓練です。

### ○ 災害時マイプラン

避難行動要支援者や地域の支援者(隣近所で支援してくれる人)、福祉専門職等が連携し、避難の方法や避難場所、支援者の役割等を個別具体的に定めた避難計画のことです。

### ○ 災害時マイプランに基づく避難訓練

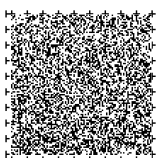
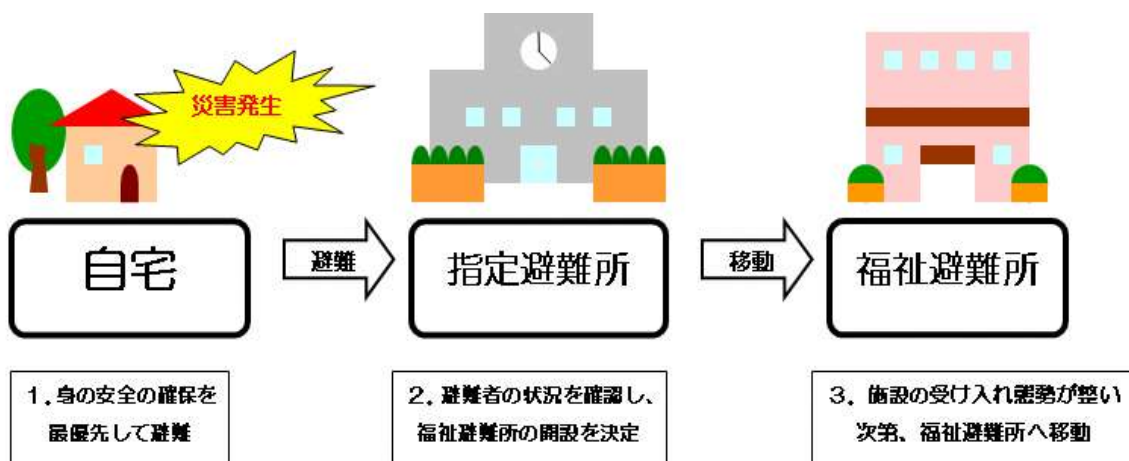
災害時マイプランを基に、地域の支援者や福祉専門職等が連携し、災害時を想定した避難訓練を実施します。また、避難訓練を通じて、避難生活上に必要な支援や福祉サービスの提供についても検討していきます。

### ○ 福祉避難所の開設

大規模災害などで避難生活が長期化する恐れがある場合に、指定避難所に避難した人の身体等の状況から、そこでの生活が困難な人(要配慮者)の二次的な避難所として「福祉避難所」を開設することとしています。

福祉避難所の運用については、37施設を指定(公共施設5施設、福祉施設32施設)しており、最大約1,460人(1人あたり4㎡)の受入れを想定しています。

また、電力がかかせない医療的ケアを必要とする方が優先的に避難できる「久留米市総合福祉会館福祉避難所」を令和7年6月より新たに設置しています。



## (2)事業実施の成果

- 避難行動要支援者名簿の更新を全校区で実施。
- 避難行動要支援者名簿を活用した図上訓練の実施。
- 校区自治連合会の会議等で要支援者への支援制度や災害時マイプランの説明実施。
- 災害時マイプランに基づく避難訓練の実施。

令和2年度から令和6年度の各事業の実績

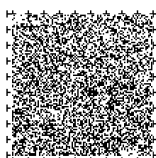
取組内容		R2	R3	R4	R5	R6
① 避難行動要支援者名簿制度の説明						
実施回数(回)		67	64	81	84	83
参加人数(人)		858	1,053	1,448	1,635	1,572
② 図上訓練						
実施回数(回)		16	13	28	29	26
参加人数(人)		528	526	1,216	1,154	1,039
実施校区数(校区)		9	9	19	22	18
③ 災害時マイプランの説明(出前講座)						
実施回数(回)		-	4	8	4	4
参加人数(人)		-	192	180	79	50

## (3)事業実施の課題

- 対象者に避難行動要支援者名簿の登録を案内しているが、登録率が低い。
- 全校区で定期的な図上訓練が実施できていない。自治会単位での実施など、より身近な場所でより多くの地域住民が参加できるような仕組みづくりが必要。
- 自分で作る・みんなで作る災害時マイプランの周知と、必要な人が災害時マイプランを作成できる仕組みづくりが必要。
- 避難の実行性を高めるため、官民協働で当事者を交えた避難訓練の実施。
- 福祉避難所の機能整理が必要。

## (4)事業がめざす方向性

- 避難行動要支援者名簿の登録率の向上と、マイプランの作成を通じた防災意識の向上。
- 図上訓練・災害時マイプランの作成を通じた、地域の防災力向上と共助意識の醸成。
- 官民協働での当事者を交えた避難訓練を通じた、地域住民同士、住民と福祉専門職等のつながりづくり。
- 要配慮者の状態に応じた、安心して避難できる場が確保されるための環境づくり。



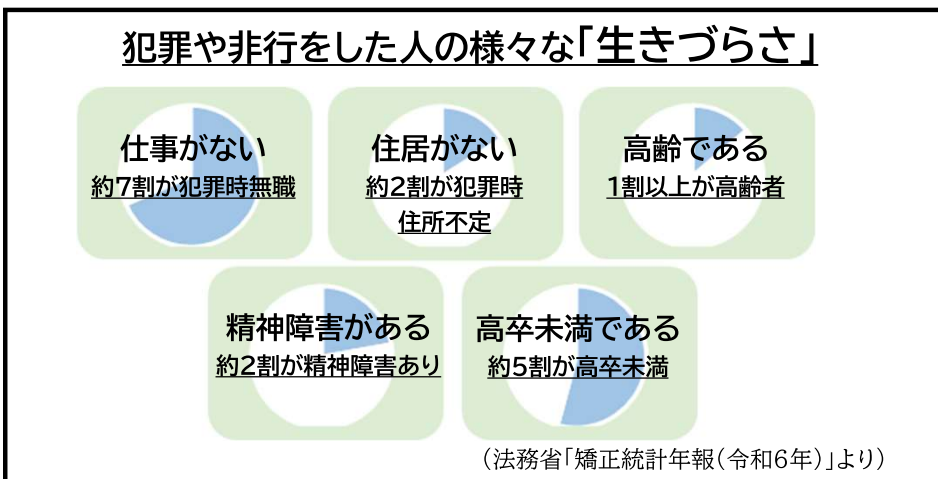
計画策定の趣旨(久留米市再犯防止推進計画)

近年、犯罪の発生件数は大きく減少していますが、再犯者の割合は50%近くで高止まりしています。犯罪や非行をした人の中には、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人もおり、再犯を防ぐには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援が必要です。

このようなことから、平成28年度に「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が成立、翌年には国において「再犯防止推進計画」が策定され、再犯防止は、国・地方公共団体・保護司などの民間協力者等が連携協力し、推進すべき施策に位置づけられました。

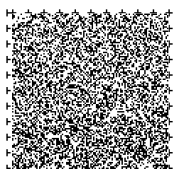
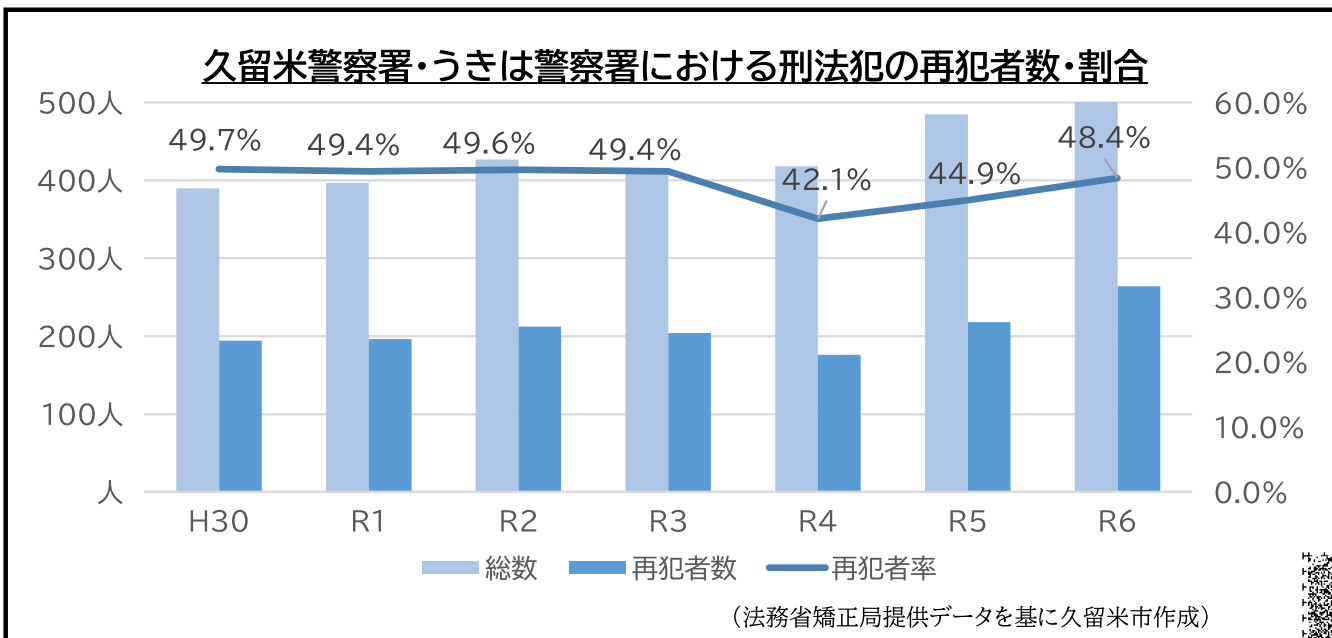
犯罪の被害者となった人への配慮はもとより、犯罪や非行の防止、犯罪や非行をした人の立ち直り支援も、誰一人取り残さない社会、誰もが役割を持てる社会の実現につながる重要な取り組みです。

市では、犯罪や非行をした人が社会で孤立することなく、再び社会を構成する一員になることを支援することで再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「くるめ支え合うプラン」と一体的に「久留米市再犯防止推進計画」を策定し、取り組みを推進します。



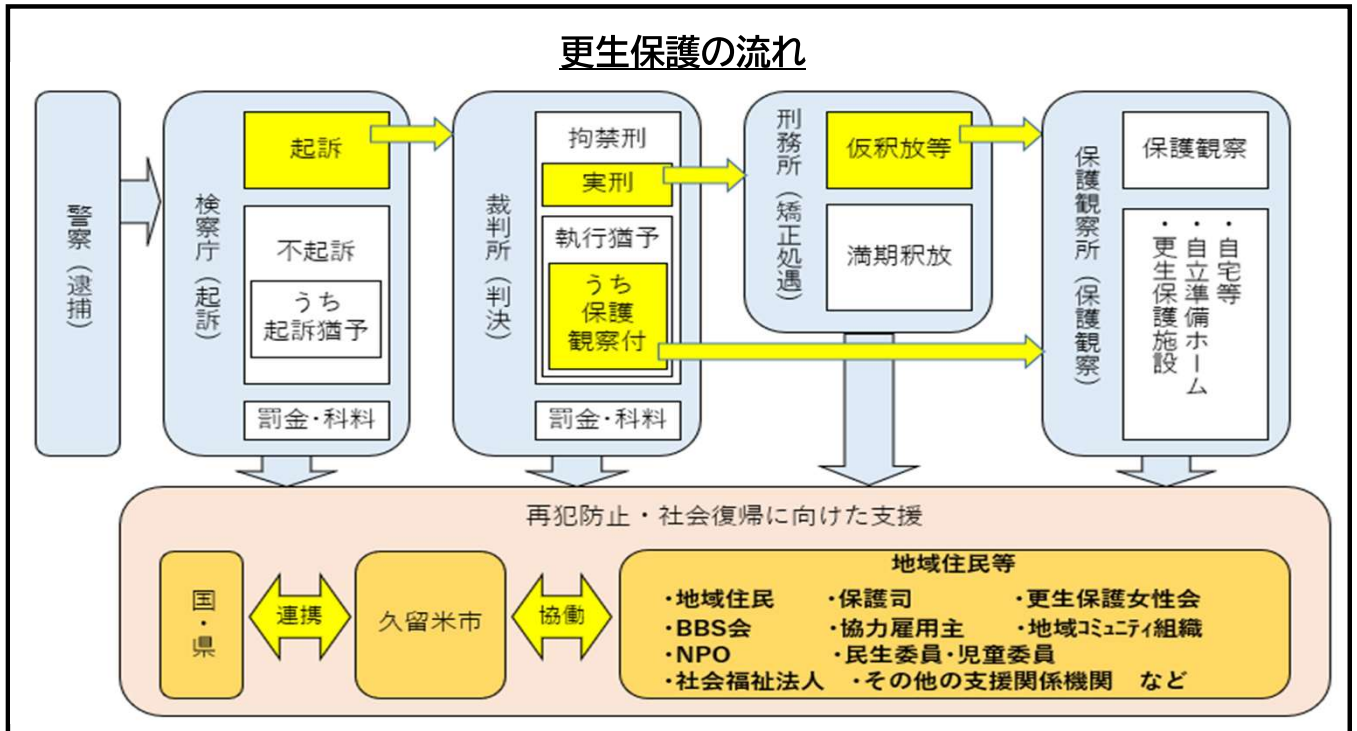
○各種白書・統計

法務省ホームページには、「再犯防止」にかかる各種白書・統計データが掲載されています。



# (1)取組みの方向性

○国や県(警察を含む)と連携、適切な役割分担のもと、更生保護に関わる人や団体などとも協働し、「くるめ支え合うプラン」に掲げる取組みを推進します。



## 《更生保護を支えるボランティア》

- ・犯罪をした者等の立ち直りを支援する無償の国家公務員である保護司
- ・青少年の健全育成を支援する女性ボランティア団体である更生保護女性会
- ・少年の成長を助ける青年ボランティア団体であるBBS会
- ・過去に罪を犯したことを知った上で雇用し、立ち直りを支援する協力雇用主

久留米市 地域福祉課 発行  
 地域福祉マガジン『グッチョ』vol11  
 「手書きに込めた思い、塀を越えて」より

『グッチョ』  
 へのリンク



非行や犯罪に至る要因は、境遇の影響が大きいと感じます。  
 仕事、住む所、病気や障害への理解、安心できる居場所。



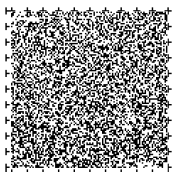
大坪 平 保護司(取材当時)

こうしたものがない状況だと、ふとしたきっかけで罪を犯しかねない。その前に誰かが気づかないと。親、教師、近所の人、そして保護司とかね。

## 協力雇用主の思い (ヒアリングより)

犯罪をした人の中には、なぜ踏み外したのだろうか?と思う人もいます。社会に受け皿がないと、本人はますます悪くなる。

立ち直る過程で困難を感じたとき、腹を割って話せる人がいるかどうかは大きいです。「やっぱり自分はダメなんだ」と崩れていってしまわないように、歯止めになる存在が必要です。



「立ち直りを見守り支える ～保護司の松田京子さんにインタビュー～」

(記事から抜粋)

主に15歳から18歳の保護観察となった若者たちと関わってきました。彼らに共通しているのは、家庭や学校、社会に「居場所」がなく、生きづらさを感じていることです。(中略)

再犯させないためには、地域社会の中に彼らの居場所や仕事を確保することが重要です。「ここにもいい」という安心感と経済的な自立が、彼らの立ち直りを支えます。

テレビ広報動画へのリンク



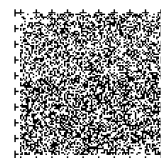
《社会を明るくする運動》

社会を明るくする運動は、毎年7月を強調月間とする、犯罪や非行のない明るい社会の実現をめざした全国的な運動です。

一人ひとりが「自分に何ができるか」を考え、参加するきっかけづくりのために、市では、保護司会、更生保護女性会、BBS会などと推進委員会を組織し、運動に取り組みます。



出典：法務省「保護司、更生保護女性会、BBS会というボランティア」



## (2) 被害者等への配慮

- 再犯防止の取組みは、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任等を自覚すること、被害者等の心情を理解すること、自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるという認識を持って、推進します。
- 犯罪や非行をした人の人権を尊重しつつ、被害者等の心情にも配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て、重層的に取組みを進めます。

### 【コラム:忘れてはならないのは、被害者がいること】

犯罪や非行を繰り返さないための支援は、“新たな被害者が生まれること”を防止する取組みでもあります。

犯罪の被害に遭うと、自分の意思に関係なく、今までどおりの生活が送れなくなったり、それまで自然とできていたことが突然できなくなったりすることもあります。犯罪は、被害に遭われた方やそのご家族の人生に大きな影響を与えてしまうものです。

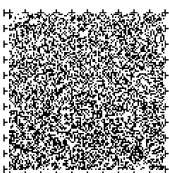
久留米市では、再犯防止の取組みとともに、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の相談・問い合わせに対応し、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う総合的対応窓口を設置しています。



市ホームページ「犯罪被害に遭われた方の窓口」へのリンク

## (3) 再犯防止に関係する国・県・更生保護の関係団体等の連絡先

名称	担当項目	電話番号
法務省 九州矯正管区	九州・沖縄地方の矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所)の適切な管理運営を図るための指導・監督	092-661-1137 (福岡市東区)
法務省 福岡保護観察所	保護観察官と保護司の協働による、罪を犯した人の保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等	092-761-6736 (福岡市中央区)
福岡県 地域生活定着支援センター	罪を犯した高齢者や障害者に対する福祉的支援	092-406-7895 (福岡市中央区)
福岡県久留米警察署	犯罪抑止に関すること	0942-38-0110
福岡県うきは警察署	暴力団対策に関すること	0943-76-5110
久留米保護区保護司会	犯罪や非行をした人の地域での立ち直り支援	0942-35-6623
久留米更生保護女性会		



## 1-5 権利擁護について

地域共生社会の実現のためには、人種や性別、年齢や国籍に関係なく誰もが尊重され、自由に意見を表明できる社会をつくるのが大切です。しかし、社会には差別や権利を侵害するような虐待などが依然として存在しています。そのため、近年、国において、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律」などの法律が整備されています。また、市でも、令和6年4月に「久留米市障害を理由とする差別をなくす条例」を制定し、人権を尊重するまちづくりを進めています。

お互いに理解し、助け合い、尊重し合うことが、人権を守ることに繋がります。個性や価値観などの違いを認め合い、相互理解を深める取組みや、認知症や知的・精神障害等により、ひとりで決めることが心配な人の意思を尊重し、権利を守るための取組みなどを進めていきます。

### 1-5-1 成年後見制度について

#### 計画策定の趣旨(久留米市成年後見制度利用促進基本計画)

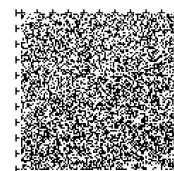
認知症や知的・精神障害などにより、ひとりで決めることが心配な人の意思を尊重し、権利を守るための制度として「成年後見制度」があります。認知症や障害の有無に関わらず、誰もが安心して地域の中で自分らしい生活を続けるために、「くるめ支え合うプラン」と一体的に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取組みを推進します。

#### (1)制度の概要

成年後見制度には、任意後見制度、法定後見制度の2種類があります。

- 任意後見制度:自分の判断能力が十分にあるうちに、将来の不安に備えて、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」などを自分で決め、公証役場で公正証書を作成して契約しておく制度。
- 法定後見制度:認知症や障害などで判断能力が不十分な人が医療・福祉サービスについての契約を支援してもらう制度。判断能力の程度によって、以下のとおり「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれる。

	法定後見制度		
	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が十分でない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が全くない人
受けられるお手伝いの範囲	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消



法定後見制度の3つの類型のうちどれになるかは、医師による診断書等を踏まえて、家庭裁判所が決定します。また、誰が後見人になるかは、あらかじめ候補者を決めておくこともできますが、最終的にはご本人の希望や気持ち、体の様子、暮らし方などを確かめて、ご本人に合った人を家庭裁判所が選任します。

## (2)事業の概要

### ○久留米市成年後見センターの運営

成年後見制度の広報・啓発、相談の機能に加え、権利擁護にかかる地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関である「久留米市成年後見センター」を運営します。

### ○市民後見人育成と市民後見人候補者の活動支援

市民後見人(弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の成年後見人等)は、地域に暮らす一員として、被後見人と同じ目線で考え、相談し合える、寄り添い型の支援を行う人です。

市では、市民後見人の育成のため、活動に必要な基礎知識を継続的に習得できるようフォローアップ研修を実施しています。研修を受講し、市が定める要件を満たす方は、市民後見人登録者名簿に登録され、家庭裁判所から選任を受けて、市民後見人の活動をスタートします。

### ○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用希望者のうち、資産の状況に応じて、制度利用に係る費用の補助を行います。

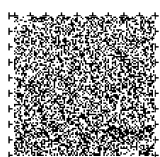
### ○市長申立ての実施

法定後見制度の開始の審判申立てができるのは、原則、本人、配偶者、4親等以内の親族に限られます。

ただし、本人の身寄りが無く、また本人の判断能力が不十分な場合などで、特に必要と認められるときに限り、市長が申立てをすることができます。

### ○久留米市成年後見推進協議会

成年後見制度の利用環境を整えることを目的として、専門職などの委員で構成する久留米市成年後見推進協議会を設置しています。



### (3)事業の実績

○成年後見センターへの相談件数

R2	R3	R4	R5	R6
512件	651件	726件	781件	626件

○市民後見人フォローアップ研修開催件数

R2	R3	R4	R5	R6
8回	8回	7回	7回	4回

※令和6年度に久留米市で初めて市民後見人が誕生しました。(県内4番目)

○成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金申請件数

R2	R3	R4	R5	R6
21件	51件	63件	92件	101件

○市長申立て件数

R2	R3	R4	R5	R6
24件	29件	20件	13件	15件

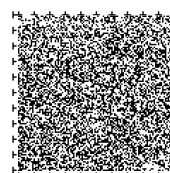
○受任調整会議件数 ※成年後見人等の選任等を審議するために設置される会議

R2	R3	R4	R5	R6
—	3件	10件	10件	8件

※令和3年度から実施

○成年後見推進協議会開催件数

R2	R3	R4	R5	R6
1回	2回	1回	2回	1回



## (4) 事業実施の課題

- 成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる「地域連携ネットワーク」の整備が十分でない。
- 成年後見制度の認知度を高めるための周知・啓発が不足している。
- 制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるような体制の構築ができていない。
- 市民後見人の育成及び適切な活躍の場の設定ができていない。

## (5) 事業がめざす方向性

### ○地域連携ネットワークの整備

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につなぐことができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備に向け検討を行う。また、整備にあたっては、権利擁護の相談支援機能のみならず、権利擁護支援チームの形成支援機能や自立支援機能の強化に向けて取り組む。

### ○市民後見人等の育成・活躍支援

成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、支援の担い手となる市民後見人の必要性が高まっており、育成に向けた制度や研修の周知により、市民後見人の育成を推進する。また、市民後見人等の活躍の場について検討を進める。

## 1-5-2 日常生活自立支援事業について

### (1) 事業の概要

認知症、知的・精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な人や、お金の管理に困っている人などが利用できる事業です。福祉サービスの利用に関する援助を基本的なサービスとして、日常的な金銭管理や大切な書類等を預かることで、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにサポートします。

#### ○福祉サービスの利用援助

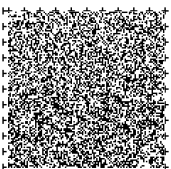
福祉サービスを安心して利用できるよう、相談・助言・情報提供を行います。

#### ○日常的な金銭管理

毎日の生活に欠かせない生活費等のお金の出し入れをお手伝いします。

#### ○書類等の預かり

大切な書類や印かん、証書などを安全にお預かりします。



## (2)事業の実績

○相談援助件数

※利用契約者からの相談、関係機関からの問合せ等の件数

R2	R3	R4	R5	R6
11,711件	6,431件	6,659件	7,305件	5,983件

## (3)事業の課題

○利用契約者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と協力した伴走支援のさらなる充実が必要。

## (4)事業がめざす方向性

- 利用契約者に寄り添い、意思決定支援を行うことで、地域で安心して生活できるよう支援する。
- 関係機関との連携強化に努め、利用契約者の課題に応じた適切な支援を行う。
- 必要に応じて成年後見制度を利用し、切れ目のない権利擁護支援の充実を図る。

### 1-5-3 人生あんしん事業について

#### (1)事業の概要

令和6年度より市社協で開始した、自分らしく人生を終えるためのお手伝いをする事業です。支援できる親族がないなど身寄りのない高齢者に対して、契約に基づき、葬儀、納骨、家財処分等にかかる費用を事前に預かり、死後事務を行います。また、契約締結から終結までの間、定期的な見守り(電話連絡、定期訪問)を行い、必要に応じて、福祉制度やサービスにつながります。

#### (2)事業の実績

- 関係機関や地域住民への事業紹介を18回実施
- 相談件数71件、契約件数2件、契約見込件数5件(令和7年4月1日時点)

#### (3)事業の課題

○事業周知と、職員の実務経験の不足。

#### (4)事業がめざす方向性

- 今後も身寄りのない単身高齢者は増えることが見込まれているため、引き続き関係機関や地域住民等へ事業を周知し、必要な方の利用につなげる。
- 身寄りのない高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く暮らせるように、制度・サービスの利用だけでなく、地域住民同士の支え合いにもつなげられるように、地域の居場所等へのつなぎを行なっていく。

